

平成18年4月1日に施行しました。

1 目的

建築基準法第49条第1項および第50条に基づき、特別用途地区として都市計画で定める横浜都心機能誘導地区（業務・商業専用地区および商住共存地区に区分）内の建築物の建築及び敷地に関する制限について定めることにより、当該地区の都心機能と居住機能の配置の適正化を図るとともに、都心機能を集積し賑わいを創出することを目的とします。

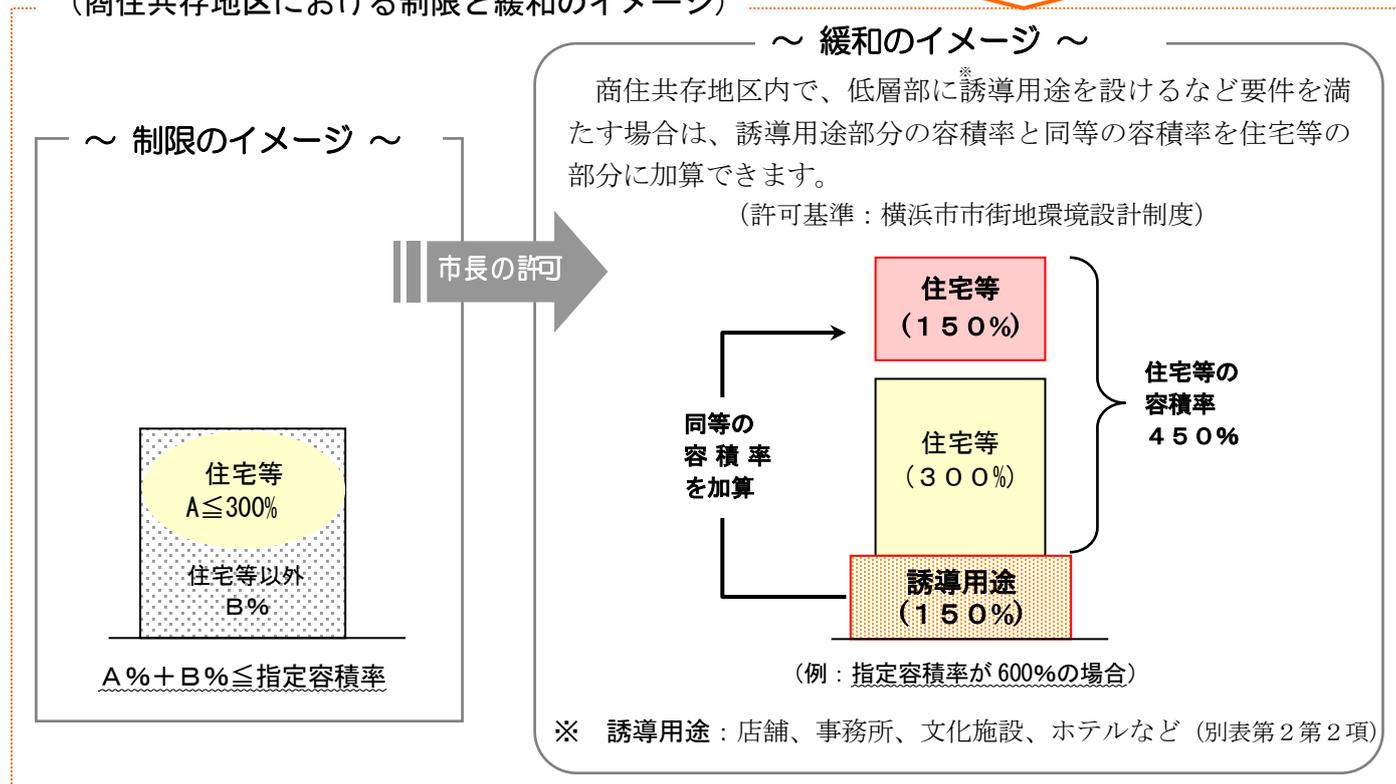
2 制限の内容

横浜都心機能誘導地区のうち、それぞれの地区内に**建てられない用途**について規定しています。

横浜都心機能誘導地区	
業務・商業専用地区	商住共存地区
事務所・店舗などの立地を積極的に促進する地区	業務・商業機能と居住機能との調和を図る地区
住宅等の立地を禁止（第3条第1項）	住宅等の容積率を300%に制限（第3条第1項） ただし、誘導用途の併設により、市長の許可を受けたものは、この限りではありません。（第3条第2項第1号）

※住宅等：住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿及び有料老人ホーム（別表第2第1項）

（商住共存地区における制限と緩和のイメージ）



3 罰則

制限の内容に違反した場合は、50万円以下の罰金を規定しています。

4 附則

■施行日 平成18年4月1日

■経過措置 条例の施行の際、現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物は適用しません。

【お問い合わせ】横浜市建築局 建築企画課（横浜都心機能誘導地区建築条例） TEL：045-671-2933
市街地建築課（横浜市市街地環境設計制度） TEL：045-671-4525
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/toshin.html>